

令和7年2月17日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

令和7年2月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)高橋満

件名	安曇野市教育振興基本計画の策定について
決定を要する事項の内容	標記計画策定の可否
要旨	本市教育行政における最上位計画として、本市教育の目指すべき姿と方向性、事業の進め方などを市民に明らかにすることを目的とする「安曇野市教育振興基本計画」を策定するもの。
説明	1 計画の内容 (1) 背景 「第 3 次安曇野市教育大綱」に基づき施策を進めてきたが、個々の事業の概要説明や数値目標がなかった。教育大綱の基本理念に沿いつつ具体的な計画を策定することで、本市の教育の目指すべき姿と方向性、事業の進め方などを市民に明らかにすることを目的とする。なお、地方教育行政法（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の教育大綱を兼ねるものとする。 (2) 本市教育行政が目指す基本理念 ・からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”を育みます。 ・生涯を通じた学び、すべての人が生涯を通じて学び合い、文化・芸術のかおり高い安曇野を目指します。 ※第 3 次教育大綱の基本理念を引き継いだもの 2 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（4 年間） 3 策定の要点 (1) 教育を「人格の完成を目指し、心身ともに健康な育成を図ること」と捉え、幼少期から成年期にいたる各段階における幼児教育（必要な福祉を含む。）・学校教育・社会教育に係る課題や施策を整理した。 (2) 基本理念及び基本方針は、「第 3 次安曇野市教育大綱」の基本理念及び基本方針を引き継いだ。 (3) 具体的な計画が存在しなかった学校教育と学校給食については、この計画の中で、学校教育分野の基本方針である「郷土愛と未来を切り拓く力を育む魅力ある学校教育の実現」のため、5 つの施策目標を設定した。

	4 パブリックコメント (1) 実施日程 令和6年12月23日(月)～令和7年1月21日(火) (2) 結果 4名 43件 5 今後のスケジュール 令和7年2月 部長会議 3月 市議会福祉教育委員会報告 3月～4月 計画書及び概要版の印刷製本及び関係機関等への配布 4月～ 計画概要等の広報掲載 (以 上)
--	---

議案第 2 号	教育部 学校教育課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)高橋満

件名	第 2 次安曇野市障がい者活躍推進計画の策定について
決定を要する事項の内容	標記計画策定の可否
要旨	現在の安曇野市障がい者活躍推進計画が令和 7 年 3 月 31 日で終了となるため第 2 次計画を策定するもの。なお、本市の市長部局と教育委員会は障害者雇用率制度における特例認定を受けており、当該計画を連名で作成するもの。
説明	1 計画の趣旨 現計画の計画期間満了にともない、これまでの取り組み状況を踏まえた上で第 2 次計画を策定するもの。第 2 次計画では、障がいの種別を問わず安心して安定的に働くことができる環境整備と周囲の理解促進、その他第 4 期安曇野市障害者基本計画とリンクした取り組み内容を盛り込み、障がいのある職員個人の他に産業部門が果たすべき役割についても言及した。 2 計画について (1) 計画期間 令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月 (2) 目標 現在法定雇用率は達成されているが、今後も国の動向に合わせて障がい者雇用に努めていく。 ① 法定雇用率 令和 6 年 4 月 1 日から 2.8% (2.7%) 令和 8 年 7 月 1 日から 3.0% (2.9%) ※カッコ内は教育委員会 ② 安曇野市役所の実雇用率 (教育委員会含む。) 令和 6 年 6 月 1 日現在 3.06% 3 今後のスケジュール 令和 7 年 2 月 部長会議で報告 3 月 公表 (以 上)

第2次安曇野市障がい者活躍推進計画(案)

機関名	安曇野市 安曇野市教育委員会
任命権者	安曇野市長 安曇野市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
安曇野市における障害者雇用に関する課題	令和6年6月現在、法定雇用率は達成されている。しかし、個々の職員の障がいは様々であり、合理的配慮を講じても特性に合わせた職場とのマッチングが必ずしも万全でない場合がある。障がい者雇用への理解を進めることで能力を十分発揮できるより良い雇用環境を作っていく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点) 法定雇用率を満たす値とします。 (法定雇用率) 令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0% 現在法定雇用率は達成されていますが、今後も国の動向に合わせて障がい者雇用に努めます。 (実雇用率) 令和6年6月1日現在3.06% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行います。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないこととします。採用3年後の定着率が100%となるよう努めます。 (評価方法) 毎年度末、人事記録やアンケート等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行います。
③ キャリア形成に関する目標	【障がい者が担当する職務の拡大】 本人の希望を踏まえ、能力を考慮した配置を行います。 (評価方法) 人事記録を元に把握・進捗管理を行います。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	相談先の確保等 (1)「障害者職業生活相談員」の配置 職員課に「障がい者職業生活相談員」を配置します。 相談員は、障がい理解を深め、障がいのある職員を適切に支援するため、ハローワーク等が実施する研修を受講することとします。 (2) 庁内相談窓口の設置 障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口を職員課に設置します。相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、外部組織の支援者や産業医とも連携を図ります。
(2) 人材面	(1) 管理監督者向け研修の実施 全所属の管理監督者等を対象に、具体的な事例等を盛り込んだ、障がい理解に係る研修を実施します。 (2)「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(長野労働局)」の受講 一般職員を対象とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(長野労働局)」の出前講座等を実施し、障がいに係る基礎知識や必要な配慮等に関する職員理解の促進を図ります。受講した職員には、職員証や名刺等に仕事サポーターのロゴマークを貼付するよう推奨します。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	障がいのある職員がやりがいを持って働き続けられる業務を選定・創出します。 (1)職場説明会等の実施 市役所で働く具体的なイメージを持つことができるよう、先輩職員による職場説明等の機会を設けます。また、採用予定者に対しては採用前に面談を実施し必要な配慮について合意形成をはかります。 (2)管理監督者との面談の実施 採用後も、所属の管理監督者による年3回の面談等を通じて、障がい者一人ひとりの特性や能力、希望等を把握し、業務との適切なマッチングを推進します。 (3)人事異動等における配慮 所属の管理監督者による年3回の面談や、自己申告書を通じて、障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等を把握します。また、人事異動にあたっては、業務との適切なマッチング等を図ります。 (4)障がいのある職員からの希望により、ファシリテーターによるグループワークの機会を設け障がいのある職員同士の仲間づくりや相互研鑽に努められるよう支援します。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)業務環境	(1)施設の整備 障がいのある職員からの要望を踏まえて、障がい特性に配慮した環境の整備を検討します。 (2)就労支援機器等の整備 音声文字化ソフトの支援機器設置などの、障がい特性を踏まえた体制整備を推進します。 (3)職場環境の確認 職員にとって働きやすい業務環境になっているか、毎年度、職員課で別紙のチェックリストを用い把握・改善に努めます。
(2)募集・採用	(1)職場実習の受入 特別支援学校の生徒等を対象に要請により実習の受入れを行います。 (2)募集案内時の対応 市のホームページに職員採用に関する案内等を掲載する際には、ウェブアクセシビリティの確保を図り、障がい者が必要な情報を得られるよう配慮します。 (3)採用選考時の対応 拡大印刷や筆談による対応のほか、試験時間の延長など、採用選考の実施にあたり、必要な配慮を行います。 (4)取扱い 募集・採用に当たっては、以下のとおりとします。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定しません。 ・自力で通勤できることといった条件を設定しません。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しません。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しません。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れは実施しません。
(3)働き方	多様で柔軟な働き方の推進 (1)時差出勤の活用 障がいのある職員の希望により、時差出勤を活用し、公務能率の維持向上を図ります。 (2)テレワークの実施 通勤の負担低減や執務環境の向上を図るため、在宅ワークやサテライトオフィス等の活用を推進します。 (3)年次休暇の取得促進 ワーク・ライフ・バランスの実現等を図るため、計画的な年次休暇等の取得を促進します。

(4)キャリア形成	(1)研修を通じた能力向上 通信教育講座や専門研修等を通じて、実務能力や専門性の向上を図ります。 (2)研修受講にあたっての配慮 聴覚障がい者について音声文字化ソフトを使用し、研修受講にあたり必要な配慮を行います。 (3)職業能力の開発・向上 中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定・職業能力の開発・向上を行います。
(5)その他の人事管理	(1)職員面談等の実施 障がい者の活躍推進に向けた取組等について、障がいのある職員と面談等を実施し、意見を取組へ反映します。 (2)中途障がい者 中途障がい者(在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員)について、円滑な職場復帰のために必要な職務設定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行います。 (3)情報の共有 障がいのある職員が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報共有も含め、適切な支援や配慮をします。 (4)職員の評価・対応 障がいのある職員の希望、能力等を踏まえた業務目標の設定、業務実績等を踏まえた人事評価、その結果に基づく対応とします。
4. その他	
	障害者就労施設等からの物品等の調達 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

障がい者が働きやすい業務環境チェックリスト(安曇野市版)

基本情報	日時： 年 月 日 時から 時 (天候： 気温： ℃)		
	巡視場所：		
	巡視同行者：		
	職場概要：		
	職員数： 計 人 (うち男性 人、女性 人 障害者 人)		
執務室内	ロッカー、棚が固定されている。又は移動時の手掛かりとしても十分な安全性が保たれている。		評価 (いずれかに○) 良 要改善 要検討
	電気配線、コンセントなどが安全に管理されている。		良 要改善 要検討
	執務室の床・カーペットの清掃が行き届いており、破損やめくれ等が無く転倒の危険が回避されている。		良 要改善 要検討
	執務室内の段差につまずき防止が施されている。		良 要改善 要検討
	精神障がい者が働いている職場では、精神的な疲労を感じさせない工夫がされている。 (例：周囲の職員のデスクと適度な間隔が設けられている、座席の前に座っている職員との距離、配置等の工夫がされている。)		良 要改善 要検討
情報機器作業 共用設備	執務室内で、車いす使用者の走行に支障がない、最低90cm程度の幅の動線が確保されている。聴覚障がい者が働いている職場では、特に危険防止について張り紙等で注意を促す工夫がされている。		良 要改善 要検討
	情報機器作業時、ディスプレイに差し込む光の反射防止対策がなされている。		良 要改善 要検討
	情報機器作業および身体状況に適した机や椅子が配備され、安全に使用できる。		良 要改善 要検討
	トイレ (多目的トイレを含む) の床に水が垂れておらず清潔に保たれ、設備の破損等がない。		良 要改善 要検討
	その他 (全体を通して気づいたことなど)		

議案第 3 号	教育部 学校給食課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長) 西澤弘修 (担当) 関和俊

件名	安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部の改正について
決定を要する事項の内容	安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部改正の可否
要旨	PTA への加入率が低下し、役員の負担が大きくなっていることから委員の人数を減員するために規則の改正を行うもの。また、選出団体からの推薦及び役員改選に係る事務負担を解消するため、委員及び役員の任期を改正するもの。
説明	1 改正概要 (1) 委員の改正 安曇野市学校給食センター運営委員会の委員のうち、小学校及び中学校 PTA 代表の委員数を 4 人から 4 人以内にするもの。 (2) 委員の任期の改正 委員の任期を 1 年から 2 年に、役員の任期を 1 年から 2 年にするもの。 2 改正箇所 別紙のとおり 3 施行日 令和 7 年 4 月 1 日 (以 上)

○安曇野市学校給食センター運営委員会規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第19号）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第4条第6項の規定に基づき、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。 (1)～(3) (略) (4) 小学校及び中学校PTA代表 4人以内 (5)～(7) (略) (委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員) 第4条 (略) 2 (略) 3 副委員長は、<u>委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき</u>は、その職務を代理する。 (役員の選任方法及び任期) 第5条 (略) 2 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。 (会議) 第6条 委員会の会議は、委員長が<u>これを招集し議長となる</u>。 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、<u>会議を開くことができない</u>。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>委員長の決するところによる</u>。	(趣旨) 第1条 この規則は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第4条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 安曇野市学校給食センター条例第4条第1項の規定による運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。 (1)～(3) (略) (4) 小学校及び中学校PTA代表 4人 (5)～(7) (略) (委員の任期) 第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員) 第4条 (略) 2 (略) 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (役員の選任方法及び任期) 第5条 (略) 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。 (会議) 第6条 会議は、委員長が招集する。 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

議案第 4 号	教育部 学校給食課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長) 西澤弘修 (担当) 米倉秀政

タイトル	安曇野市献立作成等検討委員会設置要綱の制定について
決定を要する 事項の内容	安曇野市献立作成等検討委員会の設置の可否
要旨	安曇野市献立作成等検討委員会を設置し、要綱を制定したいので協議するもの。
説明	1 設置要綱制定の目的 安曇野市学校給食理念に基づく学校給食の提供を目指すため、学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）に規定する「献立作成委員会」、「食品選定のための委員会」及び「衛生管理に関する専門家の助言及び協力を受けられるような仕組み」の機能を有する委員会として安曇野市献立作成等検討委員会を設置するもの。 2 所掌事項 次の事項に関し、助言又は指導を行うものとする。 (1) 給食に使用する食品の研究及び調達に関すること。 (2) 給食に使用する食品の納入業者の選定に係る指針に関すること。 (3) 栄養、衛生管理等に配慮し、児童生徒の実態に応じた魅力ある献立の作成に関すること。 (4) 地域の食材の活用、伝統食等を考慮した献立の作成に関すること。 (5) 学校給食の年間献立計画の立案に関すること。 (6) 教育委員会が協議又は検討を要すると認めること。 3 組 織 (1) 安曇野市学校給食センター運営委員会の委員 10 人以内 (2) 市の農業生産者又は地場産物に識見を有する者 1 人以内 (3) 市の食文化に識見を有する者 1 人以内

	(4) 農林部農政課農業政策係に在籍する職員 1 人以内 (5) 保健医療部健康推進課健康推進担当に在籍する職員 1 人以内 5 今後の日程 令和7年4月 委員の委嘱 5月 安曇野市献立作成等検討委員会の開催 (以 上)
--	--

安曇野市献立作成等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市献立作成等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）第3の1(1)四に規定する献立作成委員会、(2)①ーに規定する食品選定のための委員会及び衛生管理に関する専門的な助言等を行う委員会として、安曇野市献立作成等検討委員会を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項に関し、助言又は指導を行うものとする。

- (1) 給食に使用する食品の研究及び調達に関すること。
- (2) 給食に使用する食品の納入業者の選定に係る指針に関すること。
- (3) 栄養、衛生管理等に配慮し、児童生徒の実態に応じた魅力ある献立の作成に関すること。
- (4) 地域の食材の活用、伝統食等を考慮した献立の作成に関すること。
- (5) 学校給食の年間献立計画の立案に関すること。
- (6) 教育委員会が協議又は検討を要すると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、14人以内で組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 安曇野市学校給食センター運営委員会規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第19号）に規定する安曇野市学校給食センター運営委員会の委員 10人以内
- (2) 市の農業生産者又は地場産物に学識経験を有する者 1人以内
- (3) 市の食文化に学識経験を有する者 1人以内
- (4) 農林部農政課農業政策係の職員 1人以内
- (5) 保健医療部健康推進課健康推進担当の職員 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人ずつ置くものとする。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(役員の選任方法及び任期)

第6条 委員会の役員は、安曇野市学校給食センター運営委員会規則第4条第1項に規定する安曇野市学校給食センター運営委員会の役員をもって充てる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校給食課及び安曇野市栄養士会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

議案第5号	教育部 生涯学習課
令和7年2月 17 日提出	(課長)二木正 (担当)大蔵邦之

件名	安曇野市人権教育集会所条例及び安曇野市人権教育集会所管理規則の廃止について
決定を要する事項の内容	自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は 協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします (平成18年安曇野市条例第5号) 第5条第1項第5号
要旨	
説明	

議案第6号	教育部文化課
令和7年2月17日提出	(課長)三澤 新弥 (担当)奈良澤 一恵

件名	安曇野市図書館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記規則改正の可否
要旨	図書館利用者へのサービス向上と適正な運用を行うため、「安曇野市図書館管理規則」の一部を改正するもの。
説明	1 改正内容の趣旨 (1) 第6条第2項に規定する図書等の予約可能数について 現在の規定では、図書、雑誌、紙芝居で併せて10点、視聴覚資料で2点としているが、前から視聴覚資料の予約可能数を増やしてほしいとの要望があった。他の資料種別についても見直しを行い、利用者からの要望に応えるとともに、わかりやすいよう貸出可能数と同数である図書、雑誌で10点、紙芝居で2点、視聴覚資料で3点に改正する。 (2) 第10条第3項に規定する相互貸借の費用について 市内の図書館に所蔵がない資料を、他の自治体図書館から取り寄せる相互貸借の費用について、利用者の居住地が市内・市外にかかわらず、利用者負担なしとしてきた。他自治体の現状に即した運用とするため、市内に居住する利用者及び市内に所在する利用団体のみ負担なしに改正する。 (3) 現状に即した内容とするため、様式第1号～第4号、第6号～第8号の一部改正し、様式第5号を削除する。 2 施行日 令和7年4月1日 (以 上)

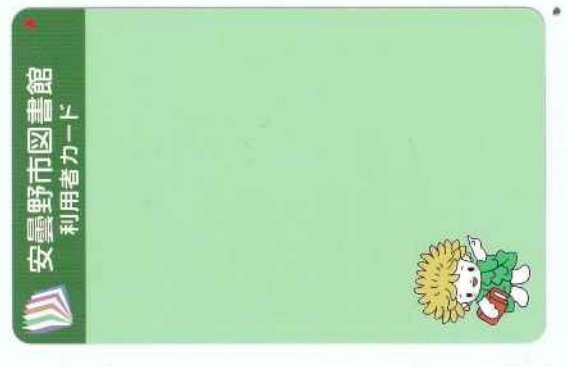
○安曇野市図書館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第8号）

改正後	改正前
（館内利用） 第2条 図書館内の図書、雑誌、紙芝居及び視聴覚資料等（以下「図書等」という。）は、館内において閲覧又は視聴することができ、所定の場所に図書等を<u>返却</u>しなければならない。 （個人貸出し） 第3条 図書等の個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤、通学又は通園する者とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 2・3 （略） 4 カードを交付された者（以下「利用者」という。）は、カードを紛失したときは、実費相当の代金を支払い、図書館利用者カード発行申込書に必要事項を記入し、運転免許証、その他本人であることを証する書類を提示して、カードの再交付を受けるものとする。この場合において、利用者は、紛失したカードを発見したときは、速やかに、当該カードを館長に返納するものとする。 5 利用者は、住所、氏名又は電話番号が変更になったときは、図書館利用者カード発行申込書に<u>必要な事項</u>を記入し、館長に提出しなければならない。 6 カードの有効期間は、<u>カードの交付を受けた日の翌日（第4項の規定により再交付を受けたものにあつては、当該再交付を受けた日）</u>から起算して3年間とする。 7・8 （略） （カードの利用停止等） 第4条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、カードの利用を<u>停止</u>し、利用者登録を<u>抹消</u>し、又はカードを返納させることができる。 (1)～(5) （略） (6) 第3条第1項に規定する資格要件に<u>該当しなくなった場合</u> (7) （略） （貸出点数及び貸出期間） 第5条 図書館が、利用者1人につき1回に貸出しすることができる図書等の点数（以	（閲覧） 第2条 図書館内の図書、雑誌、紙芝居及び視聴覚資料等（以下「図書等」という。）は、館内において閲覧又は視聴することができ、所定の場所に図書等を<u>返納</u>しなければならない。 （個人貸出し） 第3条 図書等の個人貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤、通学及び通園する者とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 2・3 （略） 4 カードを交付された者（以下「利用者」という。）は、カードを紛失したときは、実費相当の代金を支払い、図書館利用者カード発行申込書（<u>様式第2号</u>）に必要な事項を記入し、運転免許証その他本人であることを証する書類を提示して、カードの再交付を受けるものとする。この場合において、利用者は、紛失したカードを発見したときは、速やかに、当該カードを館長に返納するものとする。 5 利用者は、住所、氏名又は電話番号が変更になったときは、図書館利用者カード発行申込書（<u>様式第2号</u>）に<u>所定の事項</u>を記入し、館長に提出しなければならない。 6 カードの有効期間は、<u>当該交付を受けた日から起算して3年間</u>とする。 7・8 （略） （カードの利用停止等） 第4条 館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、カードの利用を<u>停止</u>、利用者登録の<u>抹消</u>、又はカードを返納させることができる。 (1)～(5) （略） (6) 第3条第1項に規定する資格要件を<u>消失した場合</u> (7) （略） （貸出点数及び貸出期間） 第5条 図書館が、利用者1人1回に貸出しすることができる図書等の点数（以下「貸

改正後				改正前			
下「貸出点数」という。)及び図書等の貸出しの期間（以下「貸出期間」という。）は、次のとおりとする。				出点数」という。)及び図書等の貸出しの期間（以下「貸出期間」という。）は、次のとおりとする。			
種別		貸出点数	貸出期間	種別		貸出点数	貸出期間
図書・雑誌		10	2週間	図書・雑誌		10	2週間
紙芝居		2		紙芝居		2	
視聴覚資料		3		視聴覚資料		3	
2（略）				2（略）			
(図書等の予約)				(図書等の予約)			
第6条 利用者は、図書等予約・リクエスト（購入希望）カード（様式第3号。以下「予約カード」という。）の提出又は安曇野市図書館システムにより、 <u>貸出しを受けようとする図書等を予約</u> することができる。				第6条 利用者は、 <u>貸出しを受けようとする図書等を図書等予約・リクエスト（購入希望）カード（様式第3号。以下「予約カード」という。）の提出等により、又は安曇野市図書館システムを通じて、当該図書等の貸出しを予約</u> することができる。			
2 前項の場合において、利用者が貸出しを予約することができる <u>図書等の点数は、前条第1項に定める各種別の貸出点数と同数とする。</u>				2 前項の場合において、利用者が貸出しを予約することができる図書等は、 <u>図書、雑誌、紙芝居資料</u> にあつては10点、 <u>視聴覚資料</u> にあつては2点までとする。			
3 館長は、予約カード等により予約された図書等（以下「予約図書等」という。）の貸出しが可能になったときは、当該利用者に連絡するものとする。この場合において、予約図書等の取置期間は、館長が特に必要と認める場合を除き、当該連絡をした日の翌日から起算して7日間（ <u>条例第5条に規定する休館日は、算入しない。</u> ）とする。				3 館長は、予約カード等により予約された図書等（以下「予約図書等」という。）の貸出しが可能になったときは、当該利用者に連絡するものとする。この場合において、予約図書等の取置期間は、館長が特に必要と認める場合を除き、当該連絡をした日の翌日から起算して7日間とする。			
(図書の購入リクエスト)				(図書の購入リクエスト)			
第7条 利用者は、貸出しを受けようとする図書が図書館に所蔵されていないときは、予約カードを提出することにより、当該図書の購入を <u>希望</u> （以下「リクエスト」という。）することができる。				第7条 利用者は、貸出しを受けようとする図書が図書館に所蔵されていない場合は、予約カードを提出することにより、当該図書の購入を <u>リクエスト</u> （以下「リクエスト」という。）することができる。			
2 前項の場合において、リクエストをすることができる <u>点数</u> は、利用者1人につき同一年度内に10点以内とする。				2 前項の場合において、リクエストをすることができるのは、 <u>当該利用者1人につき同一年度内に10点以内とする。</u>			
3 館長は、第1項のリクエストを受けたときは、購入の可否を当該リクエストをした利用者に連絡するものとする。				3 館長は、第1項のリクエストを受けたときには <u>購入を検討し、購入の可否を当該利用者に連絡するものとする。</u>			

改正後	改正前
4 館長は、リクエストにより購入した図書の貸出しが可能になったときは、当該リクエストをした利用者に連絡するものとする。この場合において、当該利用者が<u>優先的に貸出しを受けられる期間</u>は、館長が特に必要と認める場合を除き、当該連絡をした日の翌日から起算して7日間（<u>条例第5条に規定する休館日は、算入しない。</u>）とする。 (団体貸出し) 第8条 図書等の団体貸出しを受けることができるものは、市内の<u>学校、社会教育関係団体、官公署、事業所等であって、その構成員が10人以上の団体その他館長が適当と認める団体（以下「団体」という。）</u>とする。 2 団体貸出しを受けようとする団体は、代表者を定め、団体利用者カード発行申込書（様式第4号）に<u>必要な事項</u>を記入し、運転免許証、その他本人であることを証する書類を提示し、館長から団体利用者登録を受けなければならない。 3 <u>団体利用者登録</u>を受けた団体（以下「利用団体」という。）の代表者は、団体貸出しにより借り受けた図書等について、一切の責任を負うものとする。 4 利用団体1団体につき1回の貸出点数は100点とし、貸出期間は<u>1月</u>以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、貸出点数及び貸出期間を変更することができる。 (貸出しの停止及び督促) 第9条 館長は、貸出期間を過ぎて図書等を返却しない利用者及び利用団体に対して、当該図書等が返却されるまでの間、新たな貸出しを停止することができる。 2 館長は、前項の利用者及び利用団体に対し、<u>電話、書面その他の方法により</u>、督促することができる。 (相互貸借) 第10条 館長は、利用者及び利用団体並びに次に掲げる<u>図書館からの申込みにより、他の図書館に対する図書等（視聴覚資料を除く。以下この条において同じ。）</u>の借受けの申出又は貸出し（以下「相互貸借」という。）を行うものとする。 (1)・(2) (略) (3) その他館長が適当と認める<u>図書館</u> 2 前項の規定により借り受け受けた図書等の利用について、<u>当該図書等を貸し出した図書館</u>	4 館長は、リクエストにより購入した図書の貸出しが可能になったときは、当該利用者に連絡するものとする。この場合において、当該利用者の<u>優先貸出手続可能期間</u>は、館長が特に必要と認める場合を除き、当該連絡をした日の翌日から起算して7日間とする。 (団体貸出し) 第8条 図書等の団体貸出しを受けることができるものは、市内の<u>職域団体等の10人以上の団体</u>とする。<u>ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u> 2 団体貸出しを受けようとする団体は、代表者を定め、団体利用者カード発行申込書（様式第4号）に<u>所定の事項</u>を記入し、運転免許証その他本人であることを証する書類を提示し、館長から団体利用者登録を受けなければならない。 3 <u>団体利用者登録</u>を受けた団体（以下「利用団体」という。）の代表者は、団体貸出しにより借り受けた図書等について、一切の責任を負うものとする。 4 利用団体1団体1回の貸出点数は100点とし、貸出期間は<u>1か月</u>以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、貸出点数及び貸出期間を変更することができる。 (貸出しの停止及び督促) 第9条 館長は、貸出期間を過ぎて図書等を返却しない利用者及び利用団体に対して、当該図書等が返却されるまでの間、新たな貸出しを停止することができる。 2 館長は、前項の利用者に対して、<u>図書等の返却について（様式第5号）を送付し</u>、督促することができる。 (相互貸借) 第10条 館長は、利用者及び利用団体並びに次に掲げる<u>ものからの申出により、図書館未所蔵の図書等の借受け又は図書館所蔵の図書等の貸出しを行うものとする。ただし、視聴覚資料は、除くものとする。</u> (1)・(2) (略) (3) その他館長が適当と認める<u>施設</u> 2 前項の規定により借り受け受けた図書等の利用について、<u>前項各号に掲げるものからあ</u>

改正後	改正前
館からあらかじめ条件が付されているときは、その条件に従うものとする。 3 相互貸借に要する送料等の費用は、借受けをした図書館が負担するものとする。	あらかじめ条件が付されている場合は、その条件に従うものとする。 3 第1項の規定により貸出しする図書等については、当該貸出しに要する搬送料は、市内に所在する場合を除き、全て借受けするものの負担とする。ただし、館長が特に認める利用者及び利用団体は、この限りでない。
4 第1項の申込みを行った利用者又は利用団体は、前項の費用を勘案して館長が定める額を負担するものとする。ただし、市内に居住する利用者及び所在する利用団体は、この限りでない。	
(図書等の寄贈) 第12条 図書館への図書等の寄贈を希望する者は、寄贈申込書（様式第5号）を提出し、あらかじめ館長の承認を得なければならない。 2・3 (略)	(図書等の寄贈) 第12条 図書館への図書等の寄贈を希望する者は、寄贈申込書（様式第6号）を提出し、あらかじめ館長の承認を得なければならない。 2・3 (略)
(複写) 第13条 図書等の複写を希望する者は、複写申込書（様式第6号）を提出し、安曇野市教育委員会コピー機等使用取扱要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第4号）別表に定める費用を納付しなければならない。 2 (略)	(複写) 第13条 図書等の複写を希望する者は、複写申込書（様式第7号）を提出し、安曇野市教育委員会コピー機等使用取扱要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第4号）別表に定める費用を納付しなければならない。 2 (略)
(図書等の弁償方法) 第15条 故意又は過失により、図書等を損傷、汚損又は紛失したものは、図書等損傷・汚損・紛失届（様式第7号）を館長に提出し、同一の図書等をもって弁償しないときは、館長が相当と認める図書等又は相当の代価の支払でこれに代えることができる。	(図書等の弁償方法) 第15条 故意又は過失により、図書等を損傷、汚損又は滅失した者は、図書等紛失・汚損・損傷届（様式第8号）を館長に提出し、同一の図書等で弁償しなければならぬ。ただし、同一の図書等で弁償することができないときは、館長が相当と認める図書等又は相当の代価の支払でこれに代えることができる。



- このカードは、安曇野市図書館の共通利用カードです。
- このカードをなくしたときや、住所等変更があったときはお知らせください。
- このカードは本人に限り有効です。有効期限は登録日より3年間です。
- 再発行申請には、実費をいただきます。

安曇野市図書館
中央図書館
豊科図書館
三郷図書館
堀金図書館
明科図書館

なまえ



安曇野市図書館
利用者カード

【返却のお知らせ】

番号：.....
〈貸出資料〉 〈返却期限〉

- このカードは、安曇野市図書館の共通利用カードです。図書館を利用するときは、このカードをお持ちください。
- このカードをなくしたときや、住所等変更があったときはお近くの安曇野市図書館へお知らせください。
- このカードは本人に限り、ゆずったりしないください。
- このカードを折ったり、おろしたり、なくしたりしないよう、お気をつけてください。
- 再発行申請には、実費をいただきます。

安曇野市図書館

なまえ

図書館記入欄

備考欄

備考欄

処理欄				受付日	月	日
受付館	中・豊・三・堀・明		受付者			
□所蔵	在架	資料番号				
	館名	中・豊・三・堀・明				
□未所蔵 購入 購入不適 入手不可 取消 相互貸借	貸出中	返却予定日	月 日 (人目)			
	発注	MARC ISBN 出版年				
	借入	借入館名	県立・国立・信大 その他 (図書館)			
	借入	借入	県立・国立・信大 その他 (図書館)			
購入不適・入手不可の理由						
連絡日時	月 日	貸出日	月 日	担当者		

安曇野市図書館

処理欄				受付日	月	日
受付館	中・豊・三・堀・明		受付者			
□所蔵	在架	資料番号				
	館名	中・豊・三・堀・明				
□未所蔵 購入 購入不適 入手不可 取消 相互貸借	貸出中	返却予定日	月 日 (人目)			
	発注	MARC ISBN 出版年				
	借入	借入館名	県立・国立・信大 その他 (図書館)			
	借入	借入	県立・国立・信大 その他 (図書館)			
購入不適・入手不可の理由						
連絡日時	月 日	貸出日	月 日	担当者		

安曇野市図書館

団体利用者カード発行申込書

申込区分
新規・再発行・変更・更新

申达日 年 月 日

長
館
書
図

(宛先) 安曇野市 図書館長

団体利用者カード発行申込書 (新規・再発行・変更・更新)

年 月 日

次のとおり、団体利用者カードの発行を申し込みます。

利用者番号											*太枠内を記入してください。									
ふりがな																				
団体名																				
団体人数	人						電話番号													
ふりがな																				
代表者名																				
住所	〒 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																-			
						-														

***太枠内を記入してください。**

連絡先 ※連絡先の必要な方のみ記入してください。

連絡担当者		電話番号	
連絡先区分	勤務先・通学先・その他（ ）		
連絡先住所	工 ー		
備考			

圖書館入欄

本人確認書類	運転免許証 ・ 個人番号カード ・ 学生証 ・ その他 ()
変更内容	代表者名 ・ 電話番号 ・ 住所 ・ その他 ()
有効期限	年 月 日まで
受付図書館	☐ 中央 ☐ 豊科 ☐ 三郷 ☐ 堀金 ☐ 明科

連絡先 ※連絡先の必要な方のみ記入してください。

様式第4号(第8条関係)

改正後

団体利用者カード発行申込書

申込区分
新規・再発行・変更・更新

申达日 年 月 日

長
館
書
図

(宛先) 安曇野市 図書館長

団体利用者カード発行申込書 (新規・再発行・変更・更新)

年 月 日

次のとおり、団体利用者カードの発行を申し込みます。

[illegible]

***太枠内を記入してください。**

連絡先 ※連絡先の必要な方のみ記入してください。

連絡担当者		電話番号	
連絡先区分	勤務先・通学先・その他（ ）		
連絡先住所	工 ー		
備考			

圖書館記入欄

本人確認書類	運転免許証 ・ 個人番号カード ・ 学生証 ・ その他 ()
変更内容	代表者名 ・ 電話番号 ・ 住所 ・ その他 ()
有効期限	年 月 日まで
受付図書館	☐ 中央 ☐ 豊科 ☐ 三郷 ☐ 堀金 ☐ 明科

連絡先 ※連絡先の必要な方のみ記入してください。

様

安曇野市 図書館長

図書等の返却について

あなたがお借りになっている図書等の返却期限が過ぎております。御確認の上、お返し
くださいますようお願いいたします。

なお、図書等を紛失、汚損又は破損された場合は、図書館に連絡してください。

また、この通知と行き違いで既に返却されていた場合は、御容赦ください。

安曇野市 図書館
電話

寄 贈 申 込 書

年 月 日

(宛先) 安曇野市 図書館長

住 所 _____
名 前 _____
電 話 _____

寄 贈 申 込 書

年 月 日

(宛先) 安曇野市 図書館長

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

次のとおり資料を寄贈したいので申し込みます。
なお、寄贈した資料の取扱いについては、貴館に一任します。

	資 料 名 等	数 量	備 考
1			
2			
3			
4			
5			

下記のとおりに資料を寄贈したいので申し込みいたします。
なお、寄贈した資料の取扱いについては、貴図書館に一任いたします。

記

	資料名等	数量	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

複写申込書
年 月 日

(宛先) 安曇野市 図書館長

名前

電話

安曇野市図書館管理規則第13条の規定に基づき、調査・研究のため下記資料の

複写を申し込みます。

なお、著作権に関する一切の責任は、複写申込者が負います。

資料名	複写箇所	枚数	
		白黒	カラー
	ページ ～ ページ		
	～		
	～		
	～		
	～		
	小計	枚	枚
	ミスプリント	枚	枚
	合計	枚	枚
	金額	円	

複写申込書

年 月 日

(宛先) 安曇野市 図書館長

住所
氏名
電話

安曇野市図書館の資料を著作権法 (昭和45年法律第48号) 第31条 (図書館等における複製) に基づき、調査・研究のため下記資料の複写を申し込みます。
なお、著作権に関する一切の責任は複写申込者にあるものとします。

資料名	複写箇所	枚数		備考
		白黒	カラー	
	P ～ P			
	P ～ P			
	P ～ P			
	P ～ P			
	P ～ P			
	P ～ P			
	P ～ P			
	ミスプリント	枚	枚	
	合計	枚	枚	
	金額	円		

図書等 損傷・汚損・紛失 届

年 月 日

(宛先) 安曇野市 図書館長

貴館の図書等を(損傷・汚損・紛失)したので、安曇野市図書館管理規則第15条の規定に基づき弁償します。

*太枠の項目を記入してください。

名前 (団体名)	電話番号										
利用者番号											
住所	(〒)										
資料名											
定価	円										
著者名											
資料番号											

図書館記入欄

弁償の方法	・同一の図書等を弁償 ・館長が相当と認める図書等を弁償 ・相当の代価の支払(金額 円)										
受取希望	有	・	無	担当者							

様

切り取り線

安曇野市

図書館長 印

受領書

下記の資料を確かに受け取りました。

資料名											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔注意事項〕後日、資料が出てきても図書館に収めた弁償本などのお渡しはできませんので、御了承ください。

図書等 紛失・汚損・損傷 届

年 月 日

(宛先) 安曇野市 図書館長

氏名 (団体名)											電話番号		
利用者番号													
住所	(〒)												
資料名													
定価												円	
著者名											出版社		
資料番号													

*太枠の項目を記入してください。

図書館記入欄

弁償の方法	・同一の図書等を弁償 ・館長が相当と認める図書等を弁償 ・相当の代価の支払(金額 円)										
受け取り希望	有	・	無	担当者							

様

切り取り線

安曇野市

図書館長 印

受領書

下記の資料を確かに受け取りました。

資料名											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔注意事項〕後日、資料が出てきても図書館に収めた弁償本などのお渡しはできませんので、御了承ください。

議案第7号	教育部 文化課
令和 7 年2月 17 日提出	(課長)三澤新弥 (担当) 佐野順子

件名	安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は 協議に関する情報で公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号）
要旨	
説明	

議案第8号	教育部 文化課
令和 7 年2月 17 日提出	(課長)三澤新弥 (担当) 佐野順子

件名	安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は 協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします (平成18年安曇野市条例第5号) 第5条第1項第5号)
要旨	
説明	

議案第9号	教育部 文化課
令和 7 年2月 17 日提出	(課長)三澤新弥 (担当) 佐野順子

件名	安曇野市博物館条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は 協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号）
要旨	
説明	

議案第 10 号	教育部 文化課
令和 7 年2月 17 日提出	(課長)三澤新弥 (担当) 佐野順子

件名	安曇野市博物館条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号）
要旨	
説明	

議案第 11 号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長)山越寿彦 (担当)赤羽賢一

件名	安曇野市こども計画の策定について
決定を要する事項の内容	計画策定の可否
要旨	こども基本法の規定に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現のため、市のこども施策を網羅し、総合的に推進することを目的に策定するもの。
説明	1 計画の内容 (1) 基本理念 『自然・地域・人が紡ぐ こどもが輝くまち 安曇野』 (2) 基本目標 ① 子ども・若者がたくましく、健やかに成長できるまち ② 子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち ③ 地域全体で子ども・若者、子育てを支えるまち 2 計画期間 令和 7 年度～令和 11 年度（5 年間） 3 計画の要点 (1) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、市こども施策を網羅するため「子ども・子育て支援事業計画」の内容を組み込むため一体的に策定を進める。 (2) 同時策定の子ども・子育て支援事業計画と共通した基本理念及び基本目標等を設定。 (3) 市こども施策をライフステージごとの施策（誕生前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期）、ライフステージ全体の施策に分類することで分かりやすい施策体系を形成。 4 パブリックコメント (1) 実施日程 令和 6 年 12 月 23 日(月)～令和 7 年 1 月 21 日(火) (2) 結果 2 名 5 件

	5 今後のスケジュール 令和7年2月 部長会議 3月 市議会福祉教育委員会報告 3月～4月 計画書及び概要版の印刷製本及び関係機関等への配布 ※計画冊子・概要版については、「安曇野市こども計画」として「第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」を組み込み一体的に作成・配布 4月～ 計画概要等の広報掲載 (以上)
--	---

議案第 12 号	教 育 部 子ども家庭支援課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長) 山越寿彦 (担当) 赤羽賢一

件名	第 3 次安曇野市子ども・子育て支援事業計画の策定について
決定を要する事項の内容	計画策定の可否
要旨	子ども・子育て支援法に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を計画的に推進することを目的に策定。
説明	※「第 3 次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」の冊子はありません。「安曇野市こども計画」をご覧ください。 1 計画の内容 (1) 基本理念 『自然・地域・人が紡ぐ こどもが輝くまち 安曇野』 (2) 基本目標 ① 子ども・若者がたくましく、健やかに成長できるまち ② 子ども・若者が自立し、安心して暮らせるまち ③ 地域全体で子ども・若者、子育てを支えるまち 2 計画期間 令和 7 年度～令和 11 年度（5 年間） 3 計画の要点 (1) 同時策定のこども計画と共通した基本理念及び基本目標等を設定。 (2) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法改正により新たに 4 事業（妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、子育て世帯訪問支援事業、乳児等通園支援事業）を計画に位置付ける。 (3) 安曇野市立認定こども園民営化中長期ビジョンを組み入れる。 4 パブリックコメント (1) 実施日程 令和 6 年 12 月 23 日(月)～令和 7 年 1 月 21 日(火) (2) 結果 1 名 1 件（同時策定のこども計画に対する意見 2 名 5 件と重複）

	5 今後のスケジュール 令和7年2月 部長会議 3月 市議会福祉教育委員会報告 3月～4月 計画書及び概要版の印刷製本及び関係機関等への配布 ※計画冊子・概要版については、「安曇野市こども計画」として「第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画」を組み込み一体的に作成・配布 4月～ 計画概要等の広報掲載 (以上)
--	--

議案第 13 号	教育部教育部 こども園幼稚園課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長)佐々木真貴 (担当係長) 青嶋梢

件名	安曇野市一時預かり事業実施要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱改正の可否
要旨	要綱の一部改正を協議するもの
説明	1 趣旨 ・利用対象の一般型に、「里帰り出産等に伴い一時的に市内に滞在する乳幼児」及び「移住促進の取組に伴い一時的に市内に滞在する3歳以上児」を追加するもの。 ・一時預かり事業の登録及び利用申込に電子申請を追加するもの。 ・利用申込の期限を利用する月の前月の 20 日までに変更するもの。 ・利用負担金の納期限を利用した月の翌月の末日とするもの。 ・その他、字句等所要の修正を行うもの。 2 施行日 令和 7 年 3 月 1 日 3 一部改正の内容 別添のとおり (以 上)

○安曇野市一時預かり事業実施要綱（令和４年安曇野市教育委員会告示第11号）

改正後	改正前
(事業内容) 第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) 一般型 保護者の事情により、一時的に家庭における保育が困難となる乳幼児に対し、1月あたり15日を限度として実施する保育 (2)・(3) (略) (対象乳幼児) 第3条 事業の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 一般型 <u>次に掲げる者とする。</u> ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設又は同条第5項に規定する地域型保育に係る事業を利用していない市内に住所を有する乳幼児（同法第19条第1項第1号に該当する子ども（以下「1号認定子ども」という。）を除く。） イ 保護者の里帰り出産等により、一時的に市内に滞在する乳幼児（保育所等を利用している乳幼児を含む。） ウ 移住促進の取組に伴い、一時的に市内に滞在する3歳以上児 (2)・(3) (略) (登録申込等) 第7条 事業を利用しようとする乳幼児の保護者は、一時預かり事業利用登録申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、事業を利用しようとする乳幼児の保護者は、教育委員会が別に定める電子申請方式により、申請を行うことができる。 3 教育委員会は、前2項に規定する申込書の提出があったときは、申込み理由等を審査するとともに、乳幼児の健康状態を把握した上で、速やかに利用の可否を決定し、	(事業内容) 第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) 一般型 保護者の事情により、一時的に家庭における保育が困難となる乳幼児に対すし、1か月あたり15日を限度として実施する保育 (2)・(3) (略) (対象乳幼児) 第3条 事業の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 一般型 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第4項に規定する教育・保育施設又は同条第5項に規定する地域型保育に係る事業を利用していない乳幼児（同法第19条第1項第1号に該当する子ども（以下「1号認定子ども」という。）を除く。） (2)・(3) (略) (登録申込等) 第7条 (略) 2 教育委員会は、前項に規定する申込書の提出があったときは、申込み理由等を審査するとともに、乳幼児の健康状態を把握した上で、速やかに利用の可否を決定し、その旨を一時預かり事業決定通知書（様式第2号）により保護者等に通知するものとする。 3 長期休業型及び幼稚園型を利用する乳幼児については、市立認定こども園の利用の決定又は安曇野市立穂高幼稚園の利用の許可を受けた時に前2項による手続があった

改正後	改正前
<u>その旨を一時預かり事業決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。</u> 4 <u>長期休業型及び幼稚園型を利用する乳幼児については、市立認定こども園の利用の決定又は安曇野市立穂高幼稚園の利用の許可を受けた時に前3項による手続があったものとみなす。</u>	<u>ものとみなす。</u>
(利用申込等) 第8条 保護者は、事業を利用する<u>月の前月の20日</u>までに、一時預かり事業利用申込書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。 (費用の負担) 第9条 (略) 2 <u>納期限は、利用した月の翌月の末日とする。</u>	(利用申込等) 第8条 保護者は、事業を利用する<u>日の前日</u>までに、一時預かり事業利用申込書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。 (費用の負担) 第9条 (略)
別表（第9条関係） 備考 この表の規定にかかわらず、第2条第2号に掲げる事業を利用する場合の費用負担金額は、この表の半額（30分ごとの日額、給食及びおやつを除く。）とする。 1 <u>この表の規定にかかわらず、第2条第2号に掲げる事業を利用する場合の費用負担金額は、この表の半額（30分ごとの日額、給食及びおやつを除く。）とする。</u> 2 <u>第2条第3号に掲げる事業を利用する場合の費用負担金額は、この表の30分ごとの日額とする。</u> 3 <u>支援法第30条の4第2号に認定された子どもが、第2条第3号に掲げる事業を利用した場合の費用負担金額は、利用負担金額と450円を比較して少ない額を日額の上限額とする。</u>	別表（第9条関係） 備考 この表の規定にかかわらず、第2条第2号に掲げる事業を利用する場合の費用負担金額は、この表の半額（30分ごとの日額、給食及びおやつを除く。）とする。 <u>また、第2条第3号に掲げる事業を利用する場合の費用負担金額は、この表の30分ごとの日額とし、支援法第30条の4第2号に認定された子どもにも適用する場合は、利用負担金額と450円を比較して少ない額を日額の上限額とする。</u>

一時預かり事業決定通知書

第 号
年 月 日

様

広島県教育委員会

印

様

広島県市長

印

年 月 日付けで申し込みがありました、一時預かり事業の利用登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

住 所	
保護者氏名	
児 童 名	年 月 日生 歳 月 日 現在
可 否	可 否
登録番号	

(注)

- 1 保育の利用については、別紙申込書により申請してください。
- 2 利用児童基金は、別表に定める額を納入してください。
- 3 当日の児童の健康状態等により保育をお断りすることがあります。

一時預かり事業決定通知書

第 号
年 月 日

様

広島県市長

印

年 月 日付けで申し込みがありました、一時預かり事業の利用登録について、次のとおり決定しましたので通知します。

住 所	
保護者氏名	
児 童 名	年 月 日生 (歳)
可 否	可 否
登録番号	

(注)

- 1 保育所における保育については、別紙申込書により申請してください。
- 2 保育料は、別表に定める額を園長に納入してください。
- 3 当日の児童の健康状態等により保育をお断りすることがあります。

議案第 14 号	教育部 各課
令和 7 年 2 月 17 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td></td><td></td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td></td><td></td></tr><tr><td>文化課</td><td>1 件</td><td></td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td>1 件</td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課			生涯学習課			文化課	1 件		子ども家庭支援課		1 件
	課名	共催	後援															
	学校教育課																	
	生涯学習課																	
	文化課	1 件																
子ども家庭支援課		1 件																
(詳細 別紙)																		
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第1項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）																		

文化課

■礫山美術館 第115回礫山忌 記念講演会

主催：公益財団法人 礫山美術館

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
公益財団法人 礫山美術館 代表理事 高野 博	小説「安曇野」の主要人物である荻原礫山忌、その講演会は地域文化活動の推進に資すると思われる。	2月12日	令和7年4月19日(土)	穂高会館講堂	姜尚中氏は「日曜美術館」のメインキャスターを務めており、芸術への造詣も深く、幅広い観点からアートと地域力の関係について示唆頂けると考えました。	演題:「アートが開く地域力」 講師:姜尚中氏	-	-	-	基準第3条第2項により可

子ども家庭支援課

■それいけ！アンパンマン ミュージカル「おもちゃの国とみんなのたからもの」

主催：株式会社テレビ信州

種別（後援）

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
株式会社テレビ信州 代表取締役小野谷 俊介	安曇野市民含め多くの方 にご来場いただき子ども たちに夢と希望を与え心 を育むイベントとして広く 周知するため	1月22日	令和7年6月29日（日）11:0 0～16:15	キャセイ文化ホール	勇氣、思いやりをテーマにしたミュージカルを未 就学児連れの親子に楽しんでいただく	アニメのキャラクターによるミュージカル (1日2回公演)	-	-	-	基準第3条第 2項により可

議案第 15 号	教育部 学校教育課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長)上條貴芳 (担当)高橋満

タイトル	教育長の安曇野市烏川土地改良区総代への就任について
決定を要する事項の内容	個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件に該当するため、非公開とします（安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号）。
要旨	
説明	

議案第 16 号	教育部学校教育課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長) 上條貴芳(担当)高橋満

タイトル	令和 7 年度有明高原寮視察委員会委員の推薦について
決定を要する事項	個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件に該当するため、非公開とします（安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第 5 号）第 5 条第 1 項第 2 号）。
要旨	
説明	

議案第 17 号	教育部 学校教育課
令和 7 年 2 月 17 日提出	(課長)上條貴芳 (担当係長)中田吉成

タイトル	三郷小学校長寿命化改良工事 建築主体工事に係る変更契約について
決定を要する 事項の内容	自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は 協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号）
要旨	
	(以 上)

報告第1号	教育部 学校教育課
令和7年2月17日提出	(課長) 上條貴芳 (担当) 堀内雅文

タイトル	学校の空気環境の改善に係る署名簿について
要旨	きれいな空気、みんなで元気の会から、安曇野市教育長に対して学校の空気環境の改善に係る要望として、賛同者の署名簿が提出されたため、これを報告するもの。
説明	1 提出者 きれいな空気、みんなで元気の会（代表：小林ふみ氏） 2 要望事項 安曇野市の学校の空気環境を改善するため、教育委員会に対し次の4項目について対策を講じるよう求める。 (1) 学校の空気環境の実態調査を行い、調査結果を保護者に報告すること。 (2) シックスクールが及ぼす危険性・原因物質の有害性を学ぶ機会を設け、この問題への理解と協力を得られるよう、働きかけること。 (3) 教育委員会は、全ての子どもが有している「健康的な環境で教育を受ける権利」を守るため、教職員に柔軟剤と合成洗剤を使わないよう、禁止すること。 (4) 室内TVOC・$400\mu\text{g}/\text{m}^3$以下を維持できるように、測定機を導入すること。 3 署名状況 総数 1,032筆（内訳 ネット署名 588筆、紙署名 444筆） （以 上）

報告第2号	教育部 生涯学習課
令和7年2月 17 日提出	(課長) 二木正 (担当) 大蔵邦之

タイトル	令和6年度安曇野市地区公民館報表彰審査会委員の委嘱等について
要旨	個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件に該当するため、非公開とします（安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号）。
説明	5)

報告第3号	教育部 文化課
令和7年2月17日提出	(課長)三澤新弥 (担当係長)逸見大悟

タイトル	安曇野市誌編さん専門調査会（自然部会）専門調査員の委嘱等について
要旨	個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件に該当するため、非公開とします（安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号）。
説明	

報告第4号	教育部 各課
令和7年2月17日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		学校教育課	1 件
		生涯学習課	1 件
		文化課	2 件
		子ども家庭支援課	2 件
	(詳細別紙)		

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第 9 号）

（定義）

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。

（2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

（3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

（審査基準）

第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

（1） 国又は地方公共団体

（2） 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

（1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。

（2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。

（3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。

（4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。

（5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。

（6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

（教育長の専決範囲）

第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

（1） 前条第 1 項に規定する行事

（2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課

■第3回モチベーションキッズスクール

主催：Yearder

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
Yearder 藤原 優希	より多くの子どもたちやご家族に今回の行事に参加してもらい、前向きな考え方を学び、自己肯定感の向上を目的としているため。	1/17	令和7年2月24日 (月)	明科公民館	将来の夢や目標に向かって目標のたて方や前向きになれる考え方を、ワークショップをしながら楽しく学ぶことができる。日常や学校生活にも役立つコミュニケーションの向上を目指す。	夢の叶える方(講演) ビジョンボード作り(ワークショップ)	-	-	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和7年1月22日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

生涯学習課

■第60回 安曇野市長杯争奪穂高卓球大会

主催：安曇野市スポーツ協会生涯スポーツサークル連合(穂高卓球クラブ)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
穂高卓球クラブ 代表 浅川 尚昭	教育、文化及びスポーツの普及向上をめざす。	1/29	令和7年3月9日(日)	穂高総合体育館及び 穂高東中学校体育館	地域文化体育活動と健全な地域社会の発展及び地域の愛好者の底辺拡大。	小学生から一般までの男女個人のトーナメント戦 参加料:中学生以下一人1,000円 高校生・一般人1,500円	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和7年2月4日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

文化課

■ 第56回 わくわくキッズコンサート

主催：「ホッと」演奏ボランティア協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
「ホッと」演奏ボランティア協会 代表 牛山 孝介	多くの方にコンサートへお越しいただき、音楽文化の振興に寄与したい。	1/24	令和7年4月7日(月)	松本市庄内 地区公民館 大会 議室	子連れでコンサートへ行けない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートへ行けない方の為に昼間コンサートを行い、音楽に触れてほしい。	ヴァイオリン&ピアノデュオコンサート	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和7年1月31日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■ SILVER BACKSオールディーズコンサート

主催：軽音楽を楽しむ会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
軽音楽を楽しむ会 会長 中堀 隼夫	多くの人に来てもらうことにより、文化、芸術の推進に寄与するため。	1/23	令和7年6月22日(日)	穂高交流学習センター ホール	多くの人に音楽を楽しんでもらうことは、文化、芸術の発展に資する。	オールディーズのバンド演奏	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
専決日:令和7年1月27日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

子ども家庭支援課

■遊んで学んでスカイパーク

主催：(株)TOYBOX信州スカイパークサービスセンター

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
(株)TOYBOX信州スカイパーク サービスセンター 宮林健治	中信地域の公共スタジアム施設で 開催される、大人から子供まで楽し めるイベントである為	1/14	令和7年2月22日 (土)	松本平広域公園 総合球技場	遊びと学びをテーマに冬期間のアルウィンにて子 どもから大人まで楽しめるイベントを開催	スタジアム探検ツアー、ガンズくんと触れ合おう！ 木工教室、Jリーグ監督なりきり体験、はたらくく るま大集合、射的、シヨベルカーに乗ってみよう！ パッテリカーコーナー他	○	○	-	基準第3条第 2項及び第4 条第2号によ り可
専決日:令和7年1月20日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第17回長野米カッパ長野県小学生バレーボール大会

主催：安曇野市小学生バレーボール連盟

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野市小学生バレーボール連盟 森 哲夫	教育委員会の後援により本事業が 青少年健全育成に関わるものと認 識してもらうため	1/15	令和7年2月9日(日)	ANCアリーナ	教育的な環境のもとにバレーボールを通じてス ポーツへの意識向上。バレーボールによって小学 生の体力向上と体力養成につとめる	バレーボール大会。 参加料:1チーム5,000円	○	-	○	基準第3条第 2項及び第4 条第2号によ り可
専決日:令和7年1月20日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

令和6年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

1 学校教育課

教育総務係・教育指導室・学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教育振興基本計画	1 2/7（金）第4回策定検討委員会開催。	1 2月下旬までに市長決裁予定。2/28（金）部長会議にて報告。
学校保健事業関係	1 学校医等委嘱 ・委嘱期間満了前の辞意を受け、各団体へ推薦を依頼	1 学校医等委嘱 ・推薦書を収受した後、新任者の元へ挨拶のため訪問 2 アレルギー対応委員会 ・3/12（水）第2回委員会
就学時健診業務	1 来年度実施日程調整依頼 ・学校医・学校歯科医、市内小学校へ日程調整を依頼	1 来年度実施日程決定・通知
就学援助事務	1 就学援助費 ・後期分 支給額更正、通知 ・事前支給に係る認定審査及び審査結果通知 2 特別支援教育就学奨励費 ・後期分 支給額更正、通知	1 就学援助 ・3/5（水）事前支給 ・3/5（水）後期支給 ・令和6年度案内配布準備 2 特別支援教育就学奨励費 ・3/5（水）後期分支給
GIGA スクール	1 ICT 支援員 ・各学校への ICT 支援訪問 2 ネットワーク診断 ・各学校のネットワーク診断業務 3 ICT 教育推進委員会 ・1/30（木）あづみの ICT フォーラムを開催（ICT 代表者を交えたパネルディスカッション、信州大学森下准教授による指導） 4 情報セキュリティ 教職員向け情報セキュリティ研修の実施（496名実施）	1 ICT 支援員 ・各学校への ICT 支援訪問 2 ネットワーク診断 ・各学校のネットワーク診断 3 情報セキュリティ ・セキュリティ監査の実施（穂高北小学校）
コミュニティスクール事業	1 学校運営協議会支援 ・2/13（木）堀金小 2 地域学校協働本部連絡会 ・2/17（月）堀金地域	1 学校運営協議会支援 ・2/25（火）三郷中 ・3/5（水）豊科東小 2 地域学校協働本部連絡会 ・2/26（水）三郷地域 ・2/27（木）明科地域
学校安全	1 第2回通学路交通安全部会 ・2/6（木）令和6年度通学路合同点検の結果報告	1 第2回安曇野市交通安全推進協議会 ・3/21（金）令和6年度通学路合同点検の結果報告及び対策（案）の承認

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーター活動状況 ・民間施設等訪問件数 7件 ・親の会への参加 1件 ・学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 5校 2 教育支援センター活動状況 ・1/24, 31, 2/7, 14（金）穂高会館での出張教室開催	1 市内の施設を定期訪問 ・市外にて不登校支援を実施する施設にも随時訪問 2 2/21 頃予定：教育支援センター ・民間施設利用者の合同活動（ドローンを使って体験）
キャリア教育	1 中学生キャリアフェスティバル ・キャリアフェスティバル冊子製作、送付 2 次年度の計画立案 R7.10.15(水)実施の方向で調整中	1 キャリアフェスティバル冊子の送付（参加事業所） 2 R7年度中学生キャリアフェスティバルの計画書作成 ・明科地区校長会 2/13(木)

2 学校給食課

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 給食センター更新計画策定事務 2 地産地消の取組み ・2/4（火）静岡県袋井市視察（市内産 55% の取組） ・2/7（金）JA あづみ学校給食生産者講習会参加 ・2/12（水）学校給食農産物生産者募集説明会参加	地産地消の取組み
学校給食費会計公会計事業	1 令和6年度給食費第9期再振替（2/18（火）） 2 令和6年度給食費第10期振替（2/28（金））	1 令和6年度給食費 小学校 320 円/食 （うち保護者負担 280 円） 中学校 375 円/食 （うち保護者負担 330 円）
各給食センター管理運営事業	1 所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施（各センター） 2 栄養士の学校訪問（各センター）	

3 生涯学習課

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 第2回安曇野市人権教育推進委員会委員及び人権教育指導員の合同会議 ・ 2/27（木）午後6時30分 豊科公民館ホール 2 第4回安曇野市芸能フェスティバル ・ 3/2（日）午前9時45分 豊科公民館ホール 太鼓、舞踊、民謡、ダンス等全25演目 3 第14回安曇野市総合芸術展 ・ 3/6（木）～3/14（金）午前9時30分～午後5時、豊科交流学習センターきぼう 4 第2回社会教育委員の会議 ・ 3/12（水）午後1時30分 本庁舎大会議室	

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 第62回童謡祭り ・ 2/22（土）午後1時30分 豊科公民館ホール	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 穂高青少年育成連絡協議会 ・ 2/20（木）午後7時 穂高公民館第3会議室 2 穂高納涼祭実行委員会 ・ 3/14（金）午後7時 穂高公民館第3会議室	

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 三郷公民館長寿命化工事 ・ 進捗率：59.07%（12/31現在）工期：3/24（月） 2 ひまわりクラブ閉講式 ・ 2/28（金）午前10時 三郷文化公園体育館	

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 堀金公民館サポート会議 ・ 3/3（月）午後7時 堀金支所会議室 2 アンラーン講座「春に向けて楽しく運動しましょう」 ・ 3/6（木）午前10時30分 堀金公民館講堂	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 あやめ杯ワンバウンドマッチ ・ 2/16（日）午前8時 2 歴史講座「吉丸一昌と早春賦の碑」 ・ 2/18（火）午後1時30分 明科公民館講義室	

4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 東京藝大交流事業 楽器演奏指導 ・ 2/15(土) 豊科南中学校、リーダーズバンド練習	
	2 京都芸術大学連携 AKAP冬展 ・ 1/19日(日)～2/2(日) みらい展示ギャラリー	
	3 新進音楽家コンサート	ジュニアクラシックコンサート 3/15(土) みらい
	4 熊井啓顕彰事業 ・ 熊井啓記念館ミニシアター 2/13(木) 10:00～12:00 きぼう	
	5 ミュージアム活性化事業 ・ 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布) 12月利用者9人、1月利用者18人 ・ 美術館博物館職員等研修会 オンライン研修 2/18(火)	
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 ・ 安曇野文化第54号(冬号)刊行 2/28(金)	第1回安曇野文化刊行委員会 3/12(水) 14:00～15:30
文化振興総務	1 博物館協議会 2 美術資料等選定委員会	第3回博物館協議会 3/5(水) 9:30～11:30 第1回美術資料等選定委員会 3/18(火) 13:30～15:30
指定管理施設の事業	1 豊科近代美術館 ・ 「豊科近代美術館移動展Ⅳ」 1/11(土)～2/2(日) ゆりのき 2 田淵行男記念館 ・ 田淵行男写真展「山の表情」 1/21(火)～4/27(日) ・ 田淵行男賞写真作品 応募受付 12/1(日)から2/28(金)まで田淵行男記念館 1/31現在の応募状況:一般の部 14点(14人)、ジュニアの部11点(1人)	
高橋節郎記念美術館改修工事	3 安曇野高橋節郎記念美術館 ・ 空調工事、照明LED化等の改修のため休館 12/2(月)～3/31(月) 予定	
豊科近代美術館大規模改修工事	工事期間: 6/3(月)～令和7年8月下旬	

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 豊科郷土博物館こたつ講座(1月) ・ 期日: 1/11(土)参加者: 15人、 1/18(土)参加者: 9人、 2/1(土)参加者: 15人、 2/8(土)、2/15(土)	1 春季企画展「食卓の風景」 ・ 会期: 2/22(土) ～5月18日(日)
貞享義民記念館教育普及事業	1 瀧澤伸介水彩画展 ・ 会期: 2/18(火)～3/2(日)	1 三郷美術会作品展 ・ 会期: 3/8(土)～3/23(日)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文書館施設運営 管理事業	1 重要文書等収集・整理（公開資料点数） ・公文書 56,541 点、地域資料 55,654 点（1 月末現在）（1 月新規点数/公文書 187 点、地域資料 28 点）	
文書館教育普及 事業	1 文書館講座「バックヤードツアー」 ・期日：2/16（日）	1 文書館講座「バックヤードツアー」 ・期日：2/16（日）
市誌編さん事業	1 市誌編さん委員会 ・期日：1/16(木)	1 市誌編さん専門調査会 ・（民俗部会）3/3（月） ・（自然部会）3/7（金） ・（考古部会）3/13（木）
鐘の鳴る丘集会所 大規模改修工事	工事期間：令和6年6月27日（木）～令和7年3月上旬	

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画 策定支援業者と打ち合わせ（随時） 2 市指定文化財等々力家を含む土地の有効活用 の検討	第2回文化財保護審議会 3/10（月） 第4回地域計画策定協議会 3/21（金）

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
全館事業	1 3市連携企画展示「3つの市のご当地自慢」 ・期日 2/1（土）～2/27（木）市内公共図書館 5館及び松本市、塩尻市図書館	
図書館事業	1 図書館協議会 第3回図書館協議会 ・3/7（金）みらい 午後1時30分～	
中央図書館	1 映画上映会「いぬのえいが」 ・2/14（金）みらい 午後6時～ 2 おはなしとしょかん特別版 「絵本作家まるやまあやこさんといっしょだよ」 ・2/16（日）みらい 午前10時～ 3 麻根重次氏 第2作出版記念トークショー ・2/16（日）みらい 午後2時～	
豊科図書館	1 第2回チャレンジ講座「金融リテラシー講座～ 将来に備えたライフプラン～（仮）」 ・1/25（土）きぼう 午前10時30分～参加者： 31人	
堀金図書館	1 第2回わくわく講座「マジックスティックをつ くろう」 ・2/18（火）堀金公民館 午後4時30分～	
明科図書館	1 おはなしひまわりスペシャル～明科図書館リ ニューアル記念～ ・2/22（土）ひまわり 午前11時～	

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 ・ 1/28（火）豊科東小・明南小児童クラブ 備品（座卓等）納品	
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務	1 子ども・子育て会議 ・ 2/5（水） 午後1時30分～ 本庁舎3階 全員 協議会室	
こども計画策定業務	1 こども計画策定検討会議 ・ 2/5（水） 午後3時00分～ 本庁舎3階 全員 協議会室	
黒沢洞合自然公園整備事業	1 工事契約 ・ 土木工事 2/5（水）契約 ・ 造園工事 ～2/14（金）契約予定 2 実施設計業務 ・ 1/29（水）業務完了	1 黒沢洞合自然公園整備検討委員会 ・ 2/28（金）午後1時30分～ 本庁舎3階 会議室301

子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野市こどもの生活・学習支援金交付事業	1 ひとり親家庭等の大学等の受験料及び模試費用を補助する事業を12月補正対応で新規実施 ・ 大学等受験料支援金 1人あたり 53,000円上限 ・ 模試受験料支援金(大学等)1人あたり 8,000円上限 ・ 模試受験料支援金(高校等)1人あたり 6,000円上限	1 1月中旬に対象者に申請書類を送付し、年度末までの申請を求める

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・ 2月は10回実施 こあら（1歳児）穂高（2/6（木）、2/7（金）、 2/17（月）、2/21（金）） こあら（1歳児）豊科（2/4（火）、2/18（火）） いるか（2歳児）穂高（2/12（水）、2/14（金）、 2/25（火）、2/28（金）） 2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・ 2月は5回実施（2/4（火）、2/5（水）、2/13（木） 2/19（水）、2/26（水）） 3 運動発達相談日（はいはいたち） ・ 2月は2回実施（2/3（月）、2/21（金）） 4 ことばの相談日 ・ 2月は3回実施（2/6（木）、2/18（火）、2/27（木）） 5 親子で遊ぼう教室 ・ 2月は1回実施（2/10（月）） 6 子育て学習会 ・ 2月は2回実施（2/7（金）、2/13（木））	1 遊びの教室 ・ 3月は6回の実施を予定 2 発達相談日 ・ 3月は2回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・ 3月は2回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・ 3月は3回の実施を予定 5 親子で遊ぼう教室 ・ 3月は1回の実施を予定 6 子育て学習会 ・ 3月は実施なし

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童館運営事業	1 児童クラブ令和7年度入所決定 ・ 1/28以降順次、決定通知発送	
豊科児童館整備事業	1 豊科中央児童館 建築工事 ・ 工期：R6.9.3（火）～R7.9.30（火）	
青少年育成環境整備事業	1 長野県将来世代応援県民会議松本地域会議 ・ 1/27（月） 松本合同庁舎 午後2時 2 第4回青少年センター運営委員会 ・ 2/14（金） 共用会議室 305 午後1時30分	1 長野県青少年補導委員会・同補導センター両連絡協議会合同理事会 ・ 2/20（木）web開催 午後1時30分
青少年体験事業	1 冬季親子体験ラボ「アップルパイを作ろう！」 ・ 2/8（土） 堀金公民館 午前9時30分 2 子ども学芸クラブ 入会募集 ・ 2/28（金）まで	
子ども会育成会支援事務	1 第2回松本地方子ども会育成連絡会 ・ 2/17（月） 塩尻総合文化センター 午前10時	1 市子ども会育成会第4回常任委員会 ・ 3/4（火） 共用会議室 305 午後7時 2 子ども会育成会活動均等割補助金実績報告受付 3月中
放課後子ども教室実施事業	1 わいわいランド実施 ・ 毎週水曜日 市内10小学校 2 堀金小わいわいランド地域連絡会議 ・ 2/3（月） 堀金公民館 午後6時 3 穂高南小わいわいランド地域連絡会議 ・ 2/12（水） 穂高南小学校 午後5時	1 穂高北小わいわいランド地域連絡会議 ・ 2/19（水） 穂高北小学校 午後5時 2 穂高西小わいわいランド地域連絡会議 ・ 2/26（水） 穂高西小学校 午後5時 3 三郷小わいわいランド地域連絡会議 ・ 2/26（水） 三郷小学校 午後5時 4 豊科3小学校合同わいわいランド地域連絡会議 ・ 3/6（木） 豊科公民館 午後6時 5 放課後子ども総合プラン運営委員会 ・ 3/11（火） 大会議室 午後7時

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
園庭芝生化工事について	・令和7年度は豊科地区4園（豊科認定こども園、豊科南部認定こども園、南穂高認定こども園、たつみ認定こども園）堀金認定こども園で実施。2月下旬より着手。同年8月中旬の完成を目指す	残り10園（豊科2園・穂高5園・明科2園・穂高幼稚園）も打合せを行い、芝生化を進めていく
令和6年度公立園卒園式について	・令和7年3月21日（金）午前9時30分～ 年長児とその保護者、職員で行う	
入園申請（二次募集）について	・申請締め切り 令和7年1月31日（金）現在調整中 3月上旬に内定通知発送予定	